

土壤汚染対策法見直しに対する意見



令和 6 年 1 2 月 2 日
全国中小企業団体中央会

1. 全国中小企業団体中央会 組織概要 つながる ひろげる 連携の架け橋

根拠法 中小企業等協同組合法・中小企業団体の組織に関する法律
設立 昭和31年4月10日
代表者 会長 森 洋

役割

- ・中小企業の組織化を推進し、その強固な連携による共同事業を推進することによって、中小企業の振興発展を図る。
- ・組合等の設立や運営の指導・支援、異業種の連携組織や任意グループなどの中小企業連携組織の形成支援などのほか、金融・税制や労働問題など、中小企業の様々な経営問題に対する相談・支援。

中央会組織（令和5年4月時点）



中央会の主な事業内容

- 組合運営上の問題等をいつでも気軽に相談できる体制（「窓口相談」）
- 定期的に指導員が訪問し、face to faceで相談（「巡回指導」）
- 各種助成策や業界団体向けの情報を速やかに提供（機関誌・メールマガジン等）
- 行政機関等に対し、業界の要望を建議・陳情
- 各種会合、交流会開催により、会員相互の交流を促進
- 各種講習会・研修会を開催
- 中小企業者および官公需適格組合の官公需受注の促進
- 中小企業および中小企業の組織に関する調査・研究
- 中小企業組合検定試験の実施と中小企業組合士[®]の認定・登録
- 組合青年部、組合女性部の育成・強化
- 中小企業組合等を対象にした各種補助事業等についての支援（ビジョン策定、新分野研究、システム開発等）
- ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金の運営管理

ヒアリング調査先

- ・ 全国クリーニング生活衛生同業組合連合会
- ・ 全国鍍金工業組合連合会

2. ヒアリング調査の実施

＜主なヒアリング項目＞

- 土壌汚染対策全般に係る現状、最近の傾向等
- 土壌汚染対策法改正の影響等
- 土壌汚染対策法における事業運営上の課題・懸念点
- その他意見等

<個別業界における現状、課題等>

(1) クリーニング業界

【全国クリーニング生活衛生同業組合連合会】

<業界動向>

- ・全国約3万9千の事業者のうち、常用雇用数が20人未満の事業者は全体の95.8%、特に常用雇用数4人以下の零細企業は全体の83.1%と大半を占めている。
また、大部分は平成15年の土対法施行以前から操業している。
- ・新規参入を目指す事業者が少なく、後継者不足から転廃業が多く、クリーニング業界の施設数は一貫して減少が続いている。

<問題点・懸念事項>

- ・職住一体として自宅兼事業所となっている町のクリーニング店では、廃業後も住み続け、調査猶予が継続されているケースが多い。
- ・調査費用を工面できず、廃業届を提出せず塩漬けとなっている土地が増えている印象。
- ・小規模・零細事業者が多く、マンパワーが不足していること、費用面での負担もあり、小規模・零細企業は対応が困難。

- ・敷地が狭隘なため、そもそも敷地内での調査が物理的に難しい。
- ・仮に、基準不適合土壤が確認された場合
 - ① 狭隘な敷地のため、操業を継続しながらの汚染の除去が困難。
 - ② 土地改良の資金を捻出するのは困難であり、土壤汚染浄化費用が負担となり、自己破産や相続放棄等により、後継者がいる場合においても廃業が加速する懸念あり。
 - ③ 風評被害に加え、不動産担保価値が下落されることが懸念される。
- ・テナントとして入居している事業者も多く、法律上の浄化責任を負うのが土地所有者であるため、契約上、原状復帰等の不利な条件を課されている。

（２）鍍金業界

【全国鍍金工業組合連合会】

＜問題点・懸念事項＞

- ・現在の土対法では、地歴調査の一時免除の規定があり、全国に相当数の同規定の適用を受けている。
- ・この規定を廃止することで、地歴調査だけでも数十万円の費用が発生することや、仮に試料採取となった場合は多額の費用が発生することから、費用負担、資金繰り面で対応困難。
- ・地歴調査の保存については、自治体行政のデジタル化が進められており特定施設の届出は自治体にしているので、行政側で管理することが望ましい。
- ・事業所敷地内の汚染状況は、ボーリング調査を実施しなければ把握できないと考えるが、操業中の事業者がそれを行うことは、特に敷地が狭隘な事業所（東京都内の町工場等）では、物理的に困難である。
- ・ボーリング調査が可能な場合でも、それを行うことだけで銀行等の融資先から一方的に低い評価を受けるリスクも想定される。事業者の信用に関わる銀行等からの評価、不動産取引への影響が懸念される。

- ・事業者が土地を借りて操業している場合もあるため、土地保有者に調査義務が発生した場合の調査費用を誰が負うのか等、整理が必要。
- ・地歴調査の一時免除の規程を廃止し、地歴調査の契機を拡充することにより、「事業者が行わなければならない措置」と「国民の健康保護のための防止措置」について、前者が過度にならないよう、特に小規模事業者にとって負担とならないように、国としての支援策も含めた検討をお願いしたい。
- ・東京都の「土壌汚染アドバイザー制度」は、めっき事業者にとっても有効な制度と考えている。土対法見直しに当たって、当制度と同様の制度を全国の事業者が活用できるよう国の制度拡充をお願いしたい。
- ・規制を強めれば良いということではなく、東京都のようなGR・SRの経済的な観点の考え方を取り入れ、人への健康被害、環境保全、経済性のバランスの均衡を目指し、柔軟な運用に向けて、中小企業・小規模事業者が対応できる法律運用をお願いしたい。

3. まとめ（意見、要望等）

1. 土壌汚染対策（調査・手続・除去等）の負担と規制については、今後とも必要最低限とすること。各業界ともに操業中の汚染対策を講じており、これ以上の規制の強化を行うことは反対である。
 - ①小規模事業者が多数であることから、地歴調査契機拡大については、過度な負担とならないよう、資金負担の面も含め対策を講じる必要がある。
 - ②試料採取が困難な場合、費用に応じて猶予制度を講じる必要がある。また、資料採取や、場合により土地改良が必要となった場合、高額な費用負担がかかる認識があり、上記同様、資金負担の面の対策を講じる必要がある。
 - ③事業者が土地を借りて操業している場合もあるため、地歴調査や試料採取、汚染除去や土地改良が必要になった場合に、所有者と使用者のどちらが責任や費用負担を負うのか整理が必要である。
 - ④土壌汚染の公表により、周辺住民等からの風評被害が生じる恐れや、不動産価格の下落、担保価値下落による取引金融機関からの貸し渋りのもあるため、十分な配慮を講じる必要がある。
 - ⑤自治体や担当者によって解釈や方針が異なり、応じがたい要求もあるため、相談しにくい環境にある

2. 事業者に対する多様な負担軽減のアドバイスを行うこと。
東京都が実施している「土壌汚染対策アドバイザー制度」を全国で制度化するなど、事業者が対策を講じやすい環境整備を図ることが肝要である。

※事業者の規模、業種・業態の特性、地域の実情等の
実態に配慮した対応を行うことが求められる。

中小事業者支援事業



GR・SRの取組み

GR (Green Remediation: グリーン・レメディエーション)
土壌汚染に伴う人の健康リスクや生態リスクだけではなく、土壌汚染対策自体に伴い発生する外部環境影響負荷を考え、さらにそれを低減するための取組みのこと。外部環境負荷の指標としては、CO₂等の排出、ガソリン等のエネルギー消費などが用いられる。

SR (Sustainable Remediation: サステイナブル・レメディエーション)
環境面だけでなく、社会及び経済的側面も統合的に考慮し、最適で合理的な土壌汚染対策を選定する土壌・地下水汚染対策の新しい取組み。社会的な要素（地域住民や労働者の人の健康影響、事故等の安全性、地域コミュニティへの影響）、経済的な要素（直接コスト、間接コスト、残存する経済的なリスク）等を含めて評価対象としている。



< GR・SRイメージ (東京都環境基本計画201より) >